

## 様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 20日

秋田県知事

## 提出者

住所 東京都荒川区東尾久5丁目20番3号  
三共光学工業株式会社

氏名 代表取締役 萩原 達俊

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 03(3839)9541

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき 令和 4 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三共光学工業株式会社 製造本部 太田工場
事業場の所在地	秋田県大仙市太田町三本扇字一本木18-1
事業の種類	業務用機械器具製造業(E27)
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	68 t	全処理委託量	68 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	10 t	優良認定処理業者への処理委託量	67 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	1 t
自ら埋立処分を行ふ特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 79.922 t 前年度 90.587 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
・本事業所では、令和3年4月1日より、すべて電子マニフェストを使用しています。	

※事務処理欄

(日本産業規格 対応品番)

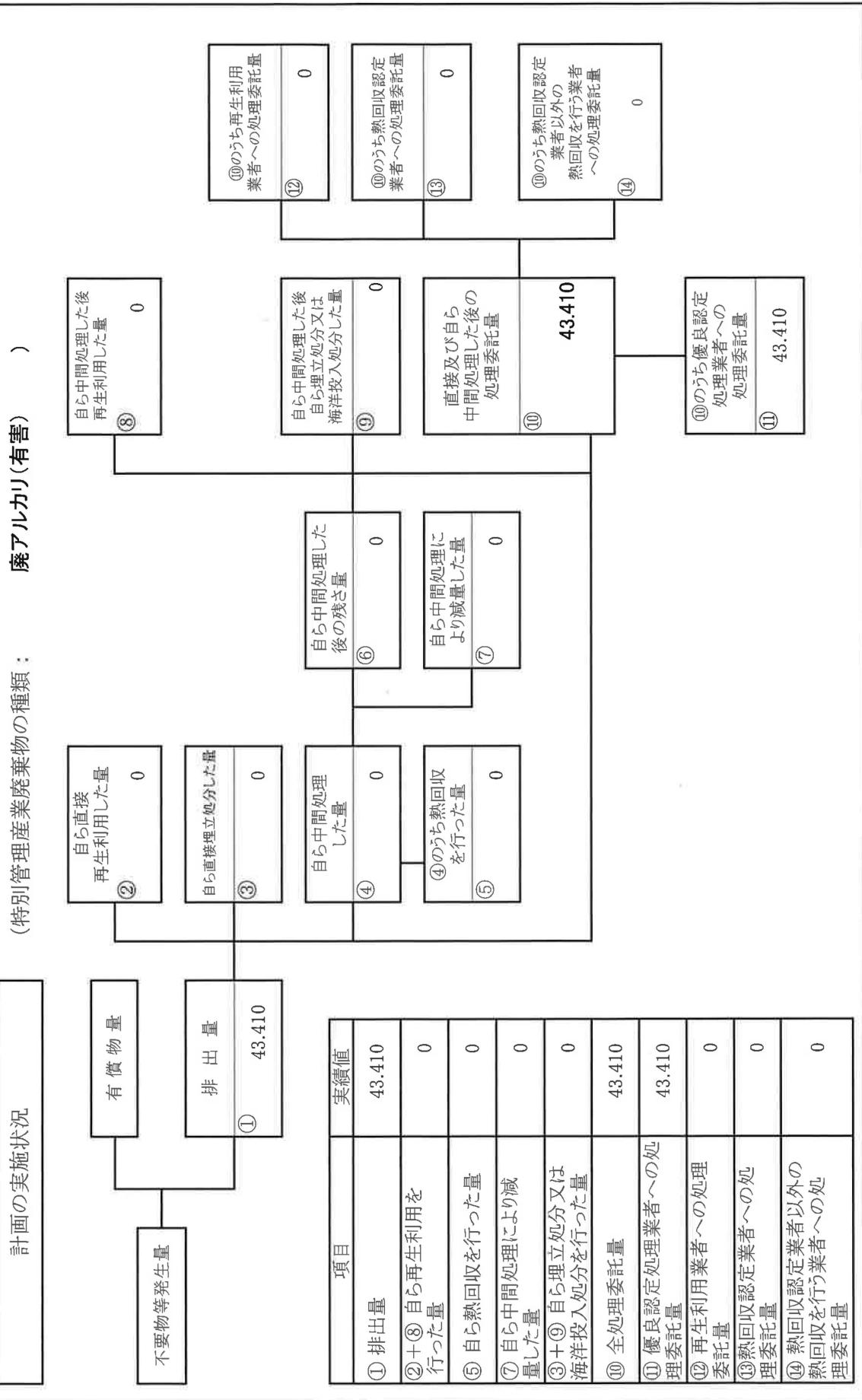
-5.6.20

C-75



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 : 廃アルカリ(有害) )

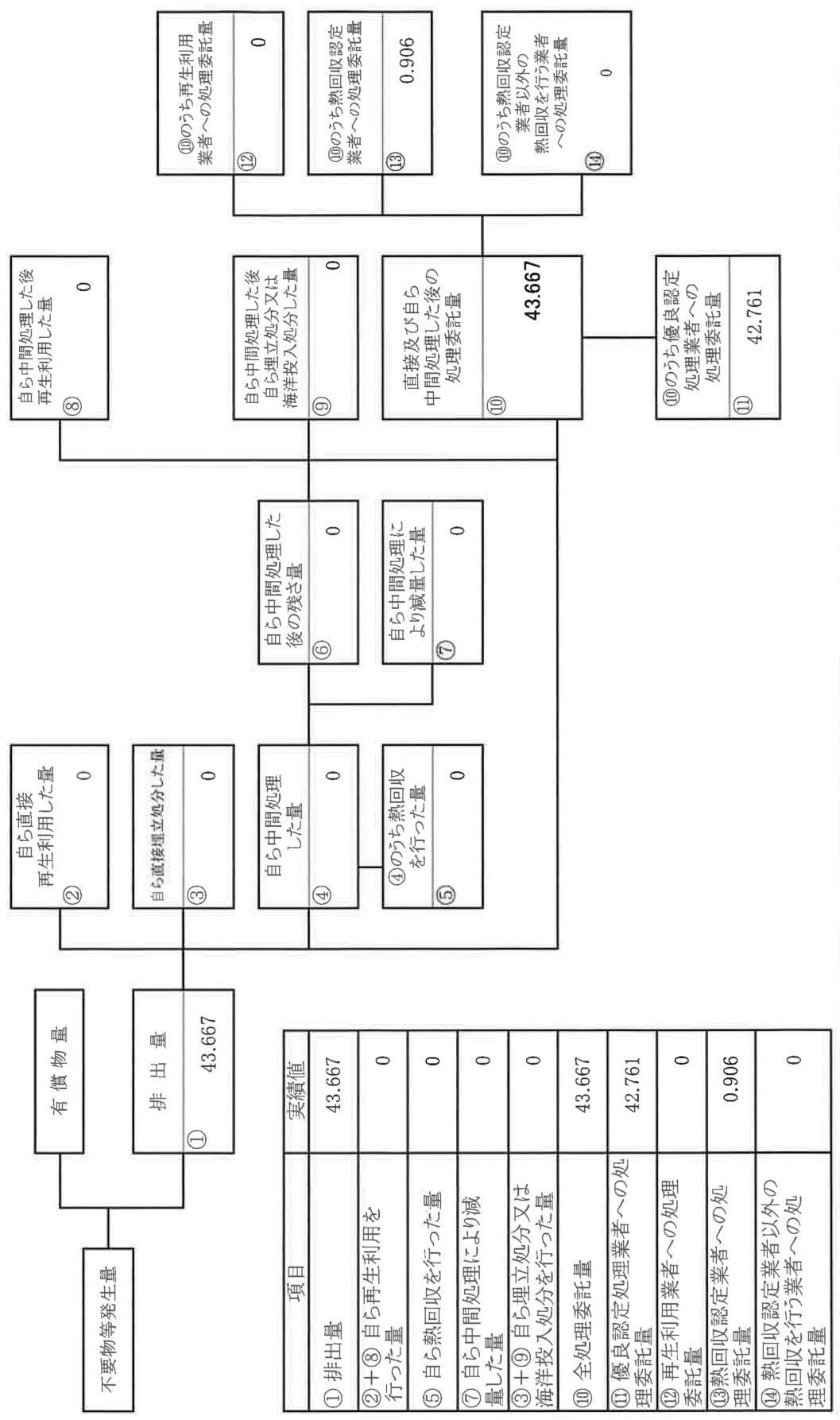


(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 :

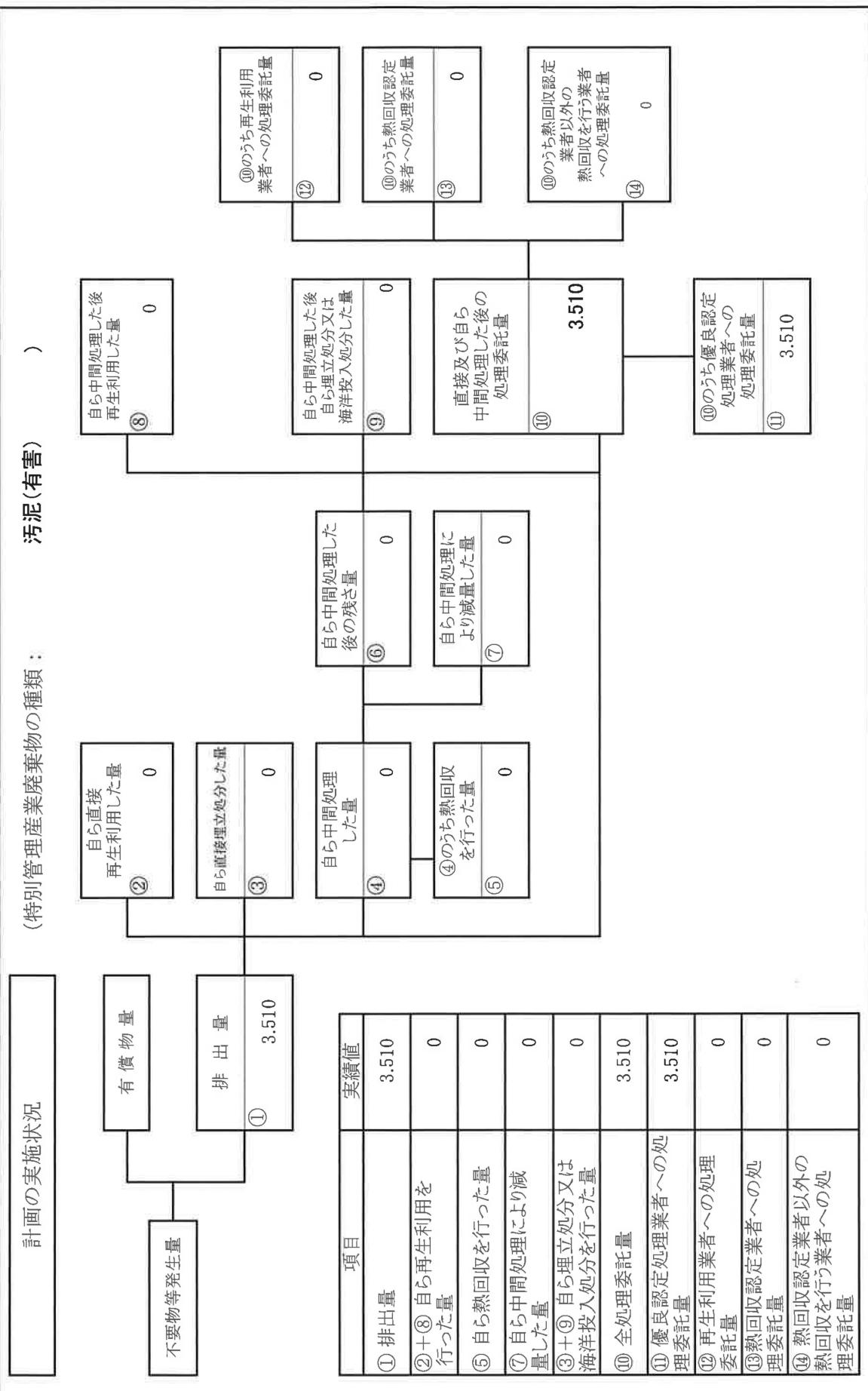
廃油(引火性)



(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 : 汚泥(有害) )



(第2面)

90.5.8/7

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（2022年度）

都道府県政令市名:秋田県

報告者		事業場		事業の種類		特別管理産業廃棄物の種類		発生		自家処理		委託処理					
住所	名称	氏名	電話番号	所在地	電話番号	発生部	発生量	発生先	発生場所	処分方法	許可番号	氏名又は会社名	承認番号	所在地	処分方法	委託費	運賃
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7000	燃えやすい液体	三共光学工業株式会社太田工場	010535	秋田県大仙市太田町一丁目1-42地内経営3丁目24-3	ユナイテッド社画株式会社	010-1601 05201	秋田県大仙市太田町一丁目1-42地内経営3丁目24-3	204	焼却	0,000t
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7000	燃えやすい液体	三共光学工業株式会社太田工場	000553	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	ミヤマ株式会社	383-0061 20211	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	204	焼却	15,907t
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7000	燃えやすい液体	三共光学工業株式会社太田工場	000553	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	ミヤマ株式会社	383-0061 20211	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	204	焼却	4,000t
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7000	燃えやすい液体	三共光学工業株式会社太田工場	000553	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	ミヤマ株式会社	383-0061 20211	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	204	焼却	26,774t
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7000	燃えやすい液体	三共光学工業株式会社太田工場	000553	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	ミヤマ株式会社	383-0061 20211	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	204	焼却	3,510t
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7426	汚泥(蒸留を越えるもの)	三共光学工業株式会社太田工場	000553	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	ミヤマ株式会社	383-0061 20211	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	204	焼却	43,410t
秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森21番地	三共光学工業株式会社秋田事業所	0182-37-2171	05212	秋田県大仙市太田町三本郷字一本木18-1	E27	業務用機械器具製造業	7426	汚泥(アルカリ性を含むもの)	三共光学工業株式会社太田工場	000553	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	ミヤマ株式会社	383-0061 20211	秋田県大仙市太田町一丁目5番地3	204	焼却	43,410t